

特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会
定 款 施 行 細 則

第1条(総則)

この法人(以下「本協会」という)の定款施行に必要な事項はこの細則に定める。

第2条(年会費)

本協会の年会費は次の通りとする。

1 正会員

(1)生産行程管理者等

区 分	金 額
生産行程管理者等(農産物) 生産行程管理者等(有機飼料) ※飼料作物の生産ほ場を有する	20,000 円
生産行程管理者等(加工食品) 生産行程管理者等(有機飼料) ※原材料の自家栽培が無い場合 小分け業者等(農産物・加工食品) 輸入業者等(農産物・加工食品)	35,000 円

(対象は、認証事業者に対して1会員とする。)

(2)特別栽培農産物申請者

区分	金額
特別栽培農産物申請者	20,000 円

(グループ申請者については1グループ1会員とする。)

(3)個人会員

区分	金額
個人	5,000 円

(個人会員は理事長の認める者とする。)

2 賛助会員

(1)賛助会員

区分	金額
賛助事業所(者)・団体・個人	1口 30,000 円